

令和3年度
教育・保育施設等入所のご案内

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課保育グループ（市役所本庁舎2階）
TEL 028-632-2393・2394
FAX 028-638-8941



目 次

1	教育・保育施設等について	P1
2	入所の申込みができる基本的な要件について	P2
3	支給認定申請について	P2
4	申込みから入所までの流れ	P3
5	入所の申込みについて	P5
6	利用調整結果の連絡について	P6
7	広域入所について	P7
8	利用調整について	P8
9	利用者負担額（保育料）について	P10
10	利用者負担額（保育料）基準額表（月額）	P13
11	入所後のお手続き	P14
12	教育・保育施設等一覧表	P16
13	位置図	P22
14	よくある質問（Q&A）	P24
15	その他保育サービスのご案内	P29

1 教育・保育施設等について

教育・保育施設等とは、「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」になります。

幼稚園とは

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。なお、幼児教育に従事する職員は、「幼稚園教諭免許」を有しております。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

保護者の働いている状況に関わりなく、学校教育・保育を一緒に受けることができます。また、すべての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

なお、学校教育・保育に従事する職員は、「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」、「保育士資格」のいずれかを有しております。

保育所とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。0歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。

1日11時間の開所時間のほかに、園により延長保育や子育て相談、一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお、保育に従事する職員は、「保育士資格」を有しております。

地域型保育事業とは

地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

【家庭的保育事業】

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、保育を実施します。なお、家庭的保育者は、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。（家庭的保育補助者は、市（町村）長が行う研修を修了した者です。）

【小規模保育事業】

少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を実施します。

A、B型は、保育所の配置基準（0歳児は3名、1、2歳児は6名につき職員を1名配置）より1名以上多く職員を配置します。C型は乳幼児3名につき、1名の職員を配置します。

なお、保育に従事する職員は、A型がすべて「保育士資格」、B型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。C型は「家庭的保育者」であり、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。

【事業所内保育事業】

会社内や事業所内の保育施設などで、保育所の配置基準に基づき、従業員のお子さまと、地域のお子さまと一緒に保育します。

なお、利用定員20名以上の施設において、保育に従事する職員はすべて、「保育士資格」を有しております。利用定員19名以下の施設の職員は、その半数以上が「保育士資格」を有しております。

【居宅訪問型保育事業】

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さまの自宅で1対1の保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、小規模保育事業のC型同様、市（町村）長が認める者です。

2 入所の申込みができる基本的な要件について

○幼稚園、認定こども園の教育部分に申込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、お子様が満3歳（3歳になる誕生日の1日前）を迎えており、就学前であることが要件となります。

○保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業に申込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、保護者が保育を必要とする事由に該当することが要件となります。
（例）就労の場合、月64時間以上の就労を常態としていることが最低条件です。
- ◇ 認定こども園・私立保育所・地域型保育事業については生後2か月を経過した翌月から、公立保育所については生後6か月を経過した翌月から入所を希望できます。

3 支給認定申請について

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（1）支給認定区分

認定区分	認定基準	対象	利用施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で、教育を希望する子ども	認定こども園（教育部分）
			幼稚園
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所
3号認定（※）	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所、地域型保育事業

※ 3号認定の支給認定申請は、産後休暇明け57日目から、お子さまが「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合に可能です。

ただし、教育・保育施設等の利用調整は、生後2か月を経過した翌月からとなります。

（2）保育を必要とする事由

2号及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の基準で認定します。

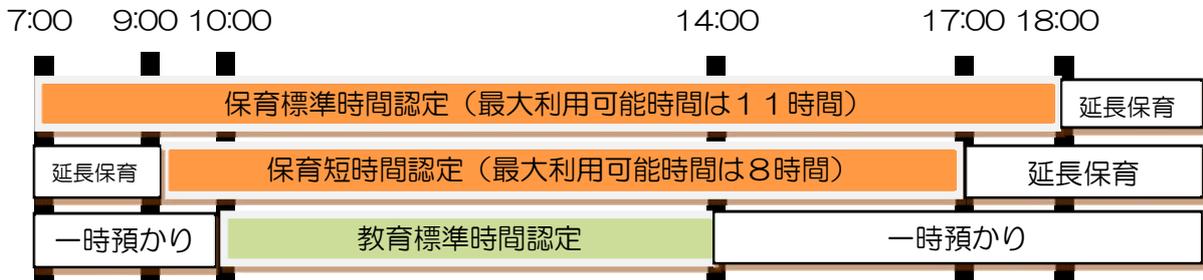
保育を必要とする事由	保育の必要量（時間区分）	認定期間・保育施設に在籍できる期間
① 1か月当たり、64時間以上の就労を常態としていること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
② 妊娠中であるか、出産後間もないこと	保育標準時間（希望により短時間可）	出産予定日の前後2か月の最大5か月間
③ 保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	保育標準時間（希望により短時間可）	事由に該当する期間
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑤ 就学・技能習得していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑥ 災害復旧にあたっていること	保育標準時間（希望により短時間可）	事由に該当する期間
⑦ 虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間（希望により短時間可）	事由に該当する期間
⑧ 求職活動していること	保育短時間	3か月間
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること（※在園児のみ認定対象）	保育短時間	15ページ参照
⑩ その他、お子さまを保育できない特別な理由があること	市が認める時間区分	事由に該当する期間

(3) 保育の必要量の区分

保育施設を利用できる時間は、保護者の「保育の必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」（最大利用可能時間は11時間）と「保育短時間」（最大利用可能時間は8時間）の2つに区分されます。

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて、認定の範囲内で利用することになります。



※ 上記はあくまでもイメージであり、開始、終了時間は施設により異なります。

※ 「保育短時間」の時間帯は、施設ごとに決定するものであり、利用時間によって延長保育料がかかる場合もあります。施設ごとの「保育標準時間」「保育短時間」の時間帯は、16ページからの「12 教育・保育施設等一覧表」をご参照ください。

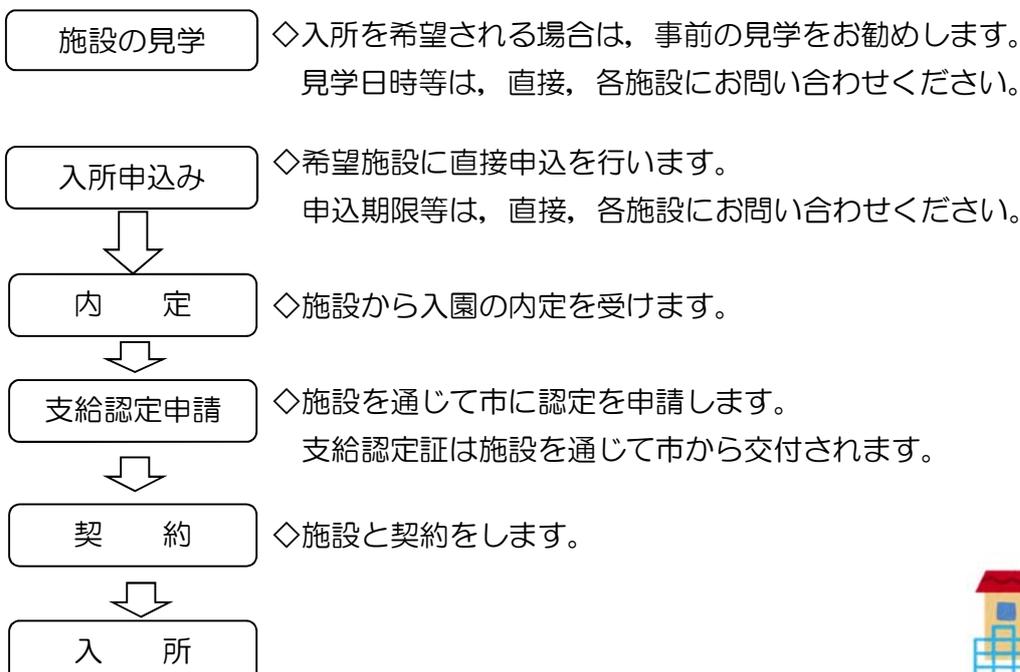
(4) 支給認定申請についての注意事項

- ① 保育を必要とする要件について虚偽の申請を行った場合、過料が科されることがあります。
- ② 教育・保育施設等の入所後に、退職や育児休業などで上記の要件がなくなった場合や、市外に転出した場合、当月末で退所となる場合もあります。
- ③ 妊娠・出産要件で申請し入所した場合、要件期間満了後に引き続き在園することを希望されても、教育・保育施設等は出産要件の期限日をもって原則退所となります。
- ④ 支給認定を受けた保護者の方へ「支給認定証交付通知書」を送付いたします。

「保育施設等利用調整結果通知書」とは異なりますのでご注意ください。

4 申込みから入所までの流れ

○幼稚園、認定こども園の教育部分に申込みをする場合



○保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業に申込みをする場合

施設の見学

- ◇ 入所を希望される場合は、事前の見学をお勧めします。保育内容や保育料以外の費用の徴収の有無などを確認の上、お申込みください。見学日時等は、直接、各施設にお問い合わせください。

受入れ公表

- ◇ 月初めにホームページにて、翌月の入所の受入れ状況を園ごとに公表します。受入れ状況は、公表時点での目安であり、保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。
(令和4年1, 2, 3月は締切日の約1週間前に公表予定)

支給認定申請
入所申込み

- ◇ 必要書類をすべてそろえ、下記の入所希望月の申込受付期間中に、申込受付窓口へ提出してください。(5ページ参照) 郵送での受付は行っておりません。
※ 育児休業明けの場合、復帰される月の前月入所から申込みが可能です。

入所希望月	申込受付期間	受入れ状況公表予定日
令和3年5月	3月11日 ~ 4月12日	4月1日
令和3年6月	4月13日 ~ 5月10日	5月1日
令和3年7月	5月11日 ~ 6月10日	6月1日
令和3年8月	6月11日 ~ 7月12日	7月1日
令和3年9月	7月13日 ~ 8月10日	8月1日
令和3年10月	8月11日 ~ 9月10日	9月1日
令和3年11月	9月13日 ~ 10月11日	10月1日
令和3年12月	10月12日 ~ 11月10日	11月1日
令和4年1月	11月11日 ~ 11月下旬(予定)	締切日の約1週間前
令和4年2月	11月11日 ~ 11月下旬(予定)	締切日の約1週間前
令和4年3月	11月11日 ~ 11月下旬(予定)	締切日の約1週間前

➡ 令和4年1月以降の申込受付期間は、10月頃にご案内いたします。

利用調整

- ◇ 入所申込み締切後に、教育・保育施設等の利用を希望する方の利用調整を行います。保育の必要性を客観的に審査し、必要性の高い方から、希望の教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。

内定

- ◇ 内定となった方には、内定した教育・保育施設から、電話連絡があります。

内定保留
あっせん

- ◇ 利用調整後、入所保留となった方のうち、入所申込み時にあっせんの希望を「有」に選択した方に受入れ枠の余裕がある教育・保育施設等の情報提供をします。希望者のうち、必要性の高い方から、教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。

※ 令和4年1月入所・2月入所のあっせんはありません。

※ 令和4年3月入所のあっせんは3月の利用調整後に実施します。

結果通知

- ◇ 6ページの「6 利用調整結果の連絡について」をご参照ください。

面接

- ◇ 入所決定後に各教育・保育施設等で面接を行います。また、健康診断を受けていただきます。(面接の際に説明します。)

入所

- ◇ 入所は月の初日からです。児童の集団生活への適応などを目的として、ならし保育を実施し、徐々に時間を長くしていきます。(年齢や個人差により1~2週間程度行います。)



5 入所の申込みについて

申込場所

- ◇ 保育課（市役所本庁舎 2 階 D 9 番窓口）（午前 8 時 30 分～午後 7 時）
- ◇ 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
- ◇ 認定こども園・保育所・地域型保育事業（開園時間内）

↳上記、教育・保育施設にご提出の場合は、申込の期限に余裕を持ってご提出ください。

《本庁保育課のみで申込受付対象となる方》

下記①または②に該当される場合は、本庁保育課のみでの受付となります。

①	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる方	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる場合は、本庁保育課またはお住まいの市区町村の窓口での受付となります。 お住まいの市区町村の窓口で申込みされる方は、7 ページの「7 広域入所について」もご参照ください。
②	面接が必要なお子さま <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を未受診の方 ・発達に不安をお持ちの方 ・母子健康手帳を紛失した方 ・発達支援児保育※を希望される方 ・医療的ケア※を必要とするお子さま 	左記のいずれかに該当される方は、保育課で <u>お子さまの面接を行いますので事前にお問い合わせください。</u> <u>医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、受入準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。</u> また、申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます

※発達支援児保育とは

障がいのあるおさまとないおさまが共に育ちあうことを目的として、心身に障がいや発達につまずきがあるおさまに対して、発達の状況に応じた丁寧な関わりを行う保育です。

※医療的ケアとは

たんの吸引や経管栄養等、日常生活を送る上で必要不可欠な生活を援助する医療的行為のことで、ケアを行うのは看護師等の特定の人に限定されており、事前に保育課との相談等が必要です。

必要な書類

下記①～⑤のうち、該当する書類をすべてそろえて、ご提出ください。

提出書類	備考
① 支給認定申請書・入所（園）申込書	申込みするおさまの人数分必要です。
② 保育を必要とする状況の確認書類	<u>父・母それぞれ必要です。</u> 6 ページの「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。 （確認書類のうち、勤務証明書は、入所希望月から半年以内に証明されたものが有効となります。）
③ 母子健康手帳	おさまの健診・予防接種の記録を確認します。
④ 申請者の個人番号と身元が確認できる書類 (1) 又は (2) を提示してください	(1) マイナンバーカード (2) ○個人番号が確認できる書類 ・マイナンバー通知カード（住民票と住所・氏名が一致しているものに限る） ・マイナンバー記載の住民票の写し・住民票記載事項証明書 ○運転免許証やパスポートなど写真付き身分証明書 ※ 認定こども園・保育所・地域型保育事業に申込み場合、申請者の本人確認書類の写しを添付してください。
⑤ その他必要な書類【該当される世帯の方はご提出ください】	
◇ 外国籍の方・・・在留カードまたは特別永住者証明書の写し（表面・裏面）	
◇ 生活保護受給中の方・・・生活保護受給証明書	

入所申込み後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や保護者の勤務先等に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

◇ 保育を必要とする要件と書類等について

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
① 1か月当たり、64時間以上の就労を常態としていること	【会社勤務の方】 勤務（内定）証明書（市様式） 【自営業・農業等の方】 自営業等就労申立書（市様式）
② 妊娠中であるか、出産後間もないこと （出産予定日の前後2か月の最大5か月）	新生児の母子健康手帳の写し （表紙及び出産予定日がわかるページ）
③ 保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	1 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） 2 障がい者手帳・療育手帳等の写し（氏名と障がい程度が分かるページ） 1または2のどちらかをご提出ください。
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	1 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの 2 介護計画表（市様式） 1と2の両方をご提出ください。
⑤ 就学・技能習得していること	1 学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの 2 カリキュラム表など、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの 1と2の両方をご提出ください。
⑥ 災害復旧にあたっていること	罹災証明書等
⑦ 虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明
⑧ 求職活動していること	1 求職活動専念申立書（市様式） 2 ハローワークカード・雇用保険受給証明書の写し 「2」は所持している場合のみ提出してください。
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること （※在園児のみ認定対象）	1 育児休業取得時の入所継続申請書 2 育児休業取得がわかる証明 1と2の両方をご提出ください。
⑩ その他、お子さまを保育できない特別な理由があること	市が必要とする書類

6 利用調整結果の連絡について

入所が内定した場合	5月から 12月入所	申込締切後、1週間程度で内定した教育・保育施設等から電話連絡があります。 市からは結果通知を発送します。
	1月から 3月入所	入所決定月の前月中旬頃、内定した教育・保育施設等から電話連絡があります。 市からは結果通知を発送します。
入所ができなかった場合 翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。	あっせん 【有】	利用調整後、1週間以内にあっせんの通知を発送します。（通知後の流れは、4ページの「あっせん」を参照） あっせんにおいても内定されない場合は、前月下旬までに保留通知書を発送します。
	あっせん 【無】	前月下旬までに保留通知書を発送します。

※ 保留通知書は申込み月のみの発送になります。

ご希望があれば、申込み月以降も発送できますので保育課までご連絡ください。

※ 入所をキャンセルされた場合、当該月の保留通知書を発行することはできません。

※ 利用調整の結果については、電話でも確認可能です。（連絡先：028-632-2393・2394）

7 広域入所について

広域委託・・・「宇都宮市民」の方が **市外の保育施設** を申込みの場合

宇都宮市にお住まいの方が、市外に転出する予定がある、または勤務地がある等の理由から、市外の保育施設の利用を希望する場合は、宇都宮市役所保育課にて申込みを受付けています。

【申込み・選考の流れ】

①支給認定申請 入所申込み	<ul style="list-style-type: none"> 希望保育施設のある市区町村の保育施設担当課に、<u>転出予定の有無や希望する理由等をお伝えいただき、申込みの要件に該当する場合は、申込期間をご確認のうえ、必要書類をご用意ください。</u> 申込場所：『宇都宮市役所 保育課』 申込期間：希望施設のある市区町村の締切日1週間前まで 書類の様式は、原則宇都宮市の様式をご利用いただきます。ただし、市外に転出予定がある方のみ、転出先市区町村の様式での受付も行っております。
②協議 (申請書類の送付)	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市が申込書類を確認し、希望保育施設のある市区町村へ協議します。 協議先の市区町村が選考を行います。
③回答	<ul style="list-style-type: none"> 協議先の市区町村から、宇都宮市に選考結果が届きます。
④結果の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市から保護者へ選考結果を通知します。

【申込みの際の注意事項】

① 市外に転出予定がある方

◇ 転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、転出先市区町村の保育施設担当課で新たに保育施設の利用申込手続きを行ってください。

② 転出予定がない方（勤務地がある等）

◇ 希望保育施設がある市区町村にお住まいのお子さまが優先で選考が行われますので、優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。

◇ 広域入所は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。

広域受託・・・「市外にお住まい」の方が **宇都宮市の保育施設** を申込みの場合

市外にお住まいの方が、宇都宮市の保育施設の利用を希望する場合、下記のいずれかの条件に該当していることが必要となります。

申込みの条件	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市に転入予定 保護者の勤務地が宇都宮市内 里帰り出産 宇都宮市が通勤経路上に含まれる
申込場所	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市区町村の窓口にご相談のうえ手続きをしてください。
申込受付期間	<ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間は、4ページをご参照ください。
書類の様式	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市区町村でご確認ください。

【申込みの際の注意事項】

① 宇都宮市に転入予定の方

◇ 家やアパートの売買・賃貸契約書等がある場合、その写しを添付してください。

上記の書類がない場合は、転入に関する申立書（入所希望月の前月末日までに宇都宮市に転入することを誓約するもの）をご提出ください。転入に関する申立書は任意の様式でご準備ください。

◇ 入所月の前月末日までに転入の手続きがされない場合、内定取消となりますのでご注意ください。

◇ 直接、宇都宮市役所保育課にてお申込みをされる場合は、宇都宮市の様式にてご準備ください。

② 転入予定がない方（勤務地がある等）

◇ 宇都宮市にお住まいのお子さまが優先で選考を行いますので、市外にお住まいの方は優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。

◇ 広域入所は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。

8 利用調整について

利用調整とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（勤務証明書等）」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入所（利用）者を決定していきます。

【基準指数表】

「宇都宮市保育の実施選考基準」

No.	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間		
1	就労	月160時間以上の就労を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		月140時間以上の就労を常態		9			
		月120時間以上の就労を常態		8			
		月100時間以上の就労を常態		7			
		月80時間以上の就労を常態		6			
		月64時間以上の就労を常態		5			
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の前後2か月の期間		
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		居宅内療養	常時病臥	重度の症状		10	
						上記以外の程度	8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8	
				身体障がい者手帳を有し1・2級程度		10	
	障がい	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度		8			
		身体障がい者手帳を有し3級程度		6			
		身体障がい者手帳を有し4～6級程度		4			
4	同居親族 の介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		居宅 介護	重度障がい者等の全介護（要介護5, 4）			10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）			8	
			上記以外の程度			4	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため 保育をすることができない場合		10	当該期間		
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		2	3か月以内		
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	当該期間		
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）			10			

【調整指数表】

分類	No.	条件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がい有する場合	3
	4	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	2 (+1)
	11	転居による転園 転入による入所希望(転出先で施設型保育施設在園児に限る)	1
子育て支援・少子化対策の配慮	12	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 > 疾病・障がい > 就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	児童数の多い世帯を優先する
第6段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する

※ 指数表(基準・調整)及び優先順位は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

9 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額（保育料）の金額

利用者負担額（保育料）の金額は、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）や世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっており、「10 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）」（13ページ参照）により決定いたします。

(2) 利用者負担額（保育料）の階層区分の決定

利用者負担額（保育料）の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市町村民税所得割課税額を合算して算定します。ただし、父母の合計所得金額がそれぞれ32万以下であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、同居の祖父又は祖母のうち、市町村民税所得割課税額の高い人物を算定に含めます。

※ 婚姻歴のないひとり親家庭の保育料の軽減について

利用者負担額（保育料）の算定において、婚姻歴の有無により差異が生じないように、婚姻歴のないひとり親等に対しても、申請をすることで、税法に規定する寡婦又は寡夫と同様の取扱いをします。（適用後の所得割額によっては、軽減されない場合もあります。）

なお、この取扱いは、地方税法の一部改正により、ひとり親控除が創設されたため、令和3年8月分までの保育料が適用となります。

※ 利用者負担額（保育料）算定の根拠となる市町村民税について、住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除など、調整控除以外の項目は減算されません。

【算定方法】

市民税・県民税 納税・税額決定通知書（抜粋）

①普通徴収用

		課税標準額(千円)	市民税(円)	県民税(円)
所	課税総所得金額			
得				
割	所得割額計			計算に使用しません
	調整控除額			
額	配当控除額			計算に含めません
	住宅借入金等特別税額控除額			
	寄附金税額控除額			
	外国税額控除額等			
	配当割・株等譲渡割控除額			
	差引所得割額			
	均等割額			

②特別徴収用

市民税	税額控除前所得割額	④	
	税額控除額	⑤	
所得割額	所得割額	⑥	計算に含めません
	均等割額	⑦	
県民税	税額控除前所得割額	④	計算に使用しません
	税額控除額	⑤	
	所得割額	⑥	
	均等割額	⑦	
	特別徴収税額	⑧	

所得割額計－調整控除額の値を算定に使用します。

税額控除前所得割額－税額控除額（※調整控除額のみ）の値を算定に使用します。

(3) 利用者負担額（保育料）の算定の切り替え時期

利用者負担額（保育料）は、毎年9月から算定に用いる税額年度が切り替わります。4月分から8月分の保育料は令和2年度の市民税の所得割額で算定し、9月分からの保育料は、令和3年度の市民税の所得割額で算定します。このため、年度の途中で利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。また、世帯状況等の変更により、年度の途中より利用者負担額（保育料）が変更となる可能性があります。変更となった場合は、別途通知を送付いたします。

【保育施設利用月】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料					当該年度の市民税額に基づく保育料						

(4) 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

◇ 支給認定申請書・入所申込書にマイナンバーの記載がある方

→税資料の提出は不要です。

ただし、市町村民税が未申告である場合や、マイナンバーによる情報連携において税情報が確認できない場合は、税資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

◇ 支給認定申請書・入所申込書にマイナンバーの記載がない方

→税資料の提出が必要です。

- ・令和3年4月から8月入所 …令和2年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。
(令和2年1月1日現在の住所が宇都宮市の方は不要です。)
- ・令和3年9月以降に入所 …令和3年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。
(令和3年1月1日現在の住所が宇都宮市の方は不要です。)

税資料とは

例 1) 市町村民税課税証明書

例 2) 市民税・県民税特別徴収金額の決定・変更通知書 などです。

※ 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

※ 配偶者の扶養等により、収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。

☞: 税情報が確認できない場合の保育料について

本市において、税情報が確認できない方に対して、資料が提出されるまでの間は、仮の保育料とさせていただきます。(仮決定後、税資料をご提出いただいた場合、該当月にさかのぼって保育料を更正し、仮保育料との差額は追加納付又は還付となります。)

☞: マイナンバー（個人番号）の記載について

教育・保育施設等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの記載が必要となります。支給認定申請書・入所（園）申込書の記入欄に、申請されるお子さま、お子さまの保護者、家族及び同居者のマイナンバーを記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。)

(5) 利用者負担額（保育料）の請求

- ・ 保育所の利用者負担額（保育料）は市が請求いたします。
- ・ 認定こども園と地域型保育事業の利用者負担額（保育料）は、施設から直接請求いたします。

(6) 利用者負担額（保育料）の納付

① 保育所入所者は、口座振替の手続きをお願いいたします。

用紙の提出	入所決定時に本市から送付される「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、 <u>各金融機関にご提出ください。</u> <u>※本市への郵送によるお申込みもできます。(ゆうちょ銀行は郵送非対応)</u>
口座振替の開始月	20日までに金融機関に直接、口座振替のお申込みをされた場合は、翌月の利用者負担額（保育料）より口座振替を開始いたします。 <u>※郵送でお申込みの場合は月末までのお申込みで、翌々月より口座振替を開始いたします。</u>
口座振替日	振替日（納付日）は毎月末日です。(ただし、月末が土・日・祝日・年末年始の場合は、金融機関の翌営業日) <u>※残高不足の場合は、再振替を行いませんので、市から送付する口座振替不能通知書で、納期限までに現金にてお納めください。</u>

② 認定こども園や地域型保育事業入所者は、利用する施設にお支払いいただきます。

- ・ お支払い方法については、後日、認定こども園や地域型保育事業からお知らせいたします。

(7) 利用者負担額（保育料）の多子軽減について

- ① 同一世帯から教育・保育施設等（企業主導型、認可外保育施設は除く）のほか、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部に同時入所している場合、2人目以降の保育料を下記のとおり軽減いたします。

上から2人目 基準額の2分の1に軽減

上から3人目以降 無料

【①の場合の例】

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	3歳	幼稚園	—
2人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	1歳	教育・保育施設等	無料

※就学前の児童が対象です。

※特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部に通っている方については、在園または通園証明書をご提出ください。

- ② 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。

【②の場合の例】

○1人目が中学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	14歳	中学校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	2歳	教育・保育施設等	無料

○1人目が高校生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	18歳	高校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	2歳	教育・保育施設等	無料

※1人目の年齢上限は、18歳に到達する年度までが対象となります。

ただし、大学生等については、22歳に達する年度までが対象となります。

大学等に通っている方については、学生証（在学証明書）の写しをご提出ください。

※1人目が障がい者手帳・療育手帳等を所有している場合、20歳に達する年度までが対象となります。

- ③
- ・両親世帯のうち、市町村民税所得割税額57,700円未満の場合
 - 2人目を半額、3人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）
 - ・ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割税額77,101円未満の場合
 - 1人目を半額、2人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）

【③の場合の例】

○両親世帯

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

○ひとり親世帯

・1人目が教育・保育施設等に入所している場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
2人目	1歳	教育・保育施設等	無料
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

・1人目が小学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	1歳	教育・保育施設等	無料
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

10 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）※0～2歳児

階層区分		世帯区分	保育標準時間 (0～2歳児)	保育短時間 (0～2歳児)
1	生活保護世帯	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
3		一般世帯		
4	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	5,000円	4,000円
5		一般世帯	6,000円	5,000円
6	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯等	7,000円	6,000円
7		一般世帯	8,000円	7,000円
8	市町村民税所得割課税額 77,100円未満		13,000円	12,000円
9	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		14,000円	13,000円
10	市町村民税所得割課税額 109,000円未満		20,000円	19,000円
11	市町村民税所得割課税額 169,000円未満		27,000円	26,000円
12	市町村民税所得割課税額 211,200円未満		37,000円	36,000円
13	市町村民税所得割課税額 301,000円未満		41,000円	40,000円
14	市町村民税所得割課税額 341,000円未満		54,000円	53,000円
15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満		56,000円	55,000円
16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		67,000円	65,000円

※ 階層区分は、当該年度の4月1日の年齢で決定いたします。

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、以下のお子様につきましては、市町村や施設に保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。

- ◇ 保育認定（2号認定・3号認定）
 - ・3歳児クラス～5歳児クラス(全ての世帯)
 - ・0歳児クラス～2歳児クラス（市町村民税非課税世帯のみ）
- ◇ 教育標準時間認定（1号認定）
 - ・満3歳児～5歳児（全ての世帯）

保育所・認定こども園などの給食の材料にかかる費用（給食費）や、延長保育料・通園送迎費・行事費等については引き続き、保護者の皆様のご負担となります。負担して頂く費用に関しましては、各施設で設定されていますので各施設に直接ご確認をお願いします。その他制度等の詳細に関しましては市ホームページ 幼児教育・保育の無償化についてのページをご覧ください。

【市ホームページ・幼児教育・保育の無償化】

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1018637/index.html>

11 入所後の手続き

(1) 転園を希望する場合

教育・保育施設等に入所後、引越し等を理由に、他の施設への転園を希望する場合、在園中の施設から「保育施設等変更申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

転園申請は、新規申請と同様に基準指数に基づき、利用調整を行います。転園が内定した場合、内定先の園から電話連絡後、本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合、翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。

なお、育休継続入所（15ページ参照）中の転園希望はできません。

(2) 退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に、在園の施設を退所する場合は、在園中の施設から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

(3) 世帯に変更があった場合

転居、出生等、世帯に変更がありましたら、在園中の施設から「変更届」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

※ 婚姻又はパートナーとの同居の場合

変更届の他、新たな保護者の次の書類をご提出ください。

- 保育を必要とする状況の確認書類（勤務証明書等）
詳しくは6ページ上段の「保育を必要とする要件と書類等について」を参照してください。
- 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料
詳しくは11ページ上段の「9（4）利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料」を参照してください。

(4) 認定区分が変更になった場合

- ① 保育を必要とする要件が変更になった場合、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

（例 第2子以降妊娠した場合、母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し）

- ② 求職活動、育児休業中の継続利用、就労・就学が月120時間未満等の場合、認定時間が短時間に変更になりますので、施設で設定されている時間をご確認ください。
- ③ 認定時間が「短時間」の世帯で、利用施設の設定時間を越えた時間での利用となる場合、「認定区分変更申請書」をご提出いただければ、認定を変更することも可能です。

（例 短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等）

(5) 現況届の提出について

2号・3号認定を受けた方は、毎年1月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と、その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は、在園中の施設より配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(6) 長期欠席の取扱いについて

自己都合により、1か月以上登園しない月がある場合、家庭での保育が可能と判断し退所となります。

【例】8月15日から欠席し、9月30日から登園・・・○ 9月に登園日があるので1か月未満となり退所になりません。

8月15日から欠席し、10月1日から登園・・・× 9月に登園日が1日もないので退所になります。

(7) 育児休業開始前に既に教育・保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

クラス	取扱い
3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・既に保育所に入所していた児童については、下の子が満1歳になるまで継続することができます。 ・下の子が満1歳になった後も、引き続き育児休業を取得する場合、家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は、その年度内で継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> → 次年度に小学校就学を控えている場合 → 児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合
0～2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として退所となります。 ただし、次のとおり家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は、下の子が満1歳になるまで継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> → 児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合 → 既に満3歳に到達しており、残り数か月で3歳児クラスになる場合 → 保護者の健康状態など、家庭での保育が困難と思われる場合 → 早期復職する場合（下の表を参考にしてください。）（概ね6か月）

※ 妊娠・出産要件で入所した場合、育休での継続入所はできません。

※ 宇都宮市外の保育施設に入所されている方は、上記の取扱いと異なる場合があります。

(例)

出産予定日	出産日	出産要件の期間	育児休業による継続期間（最長）
5月10日	5月15日	3月1日～7月31日	8月1日～1月31日
5月28日	6月3日		8月1日～2月28日
5月5日	4月28日		8月1日～12月31日

【提出書類】

1 出生前

出産予定月の確認ができるもの（新生児の母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できるページの写し又は妊婦健康診査受診票の写し等）

→ 出生月2か月以前に必ずご提出ください。

2 出生後

① 育児休業中の保育の継続申請書（在園中の施設から受け取ってください。）

② 育児休業期間の証明書（勤務証明書、辞令書等）

※ 育児休業中の保育の継続期間については、市から送付される支給認定証交付通知書をご確認下さい。

(8) 宇都宮市外へ転出する場合

宇都宮市民ではなくなった（転出した）月末で退所となりますので、在園中の施設から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

なお、現在入所中の施設を継続して入所希望される場合（広域入所）は、転出が決まり次第、在園中の施設及び宇都宮市保育課、転出先の市区町村へご相談ください。転出後の広域入所は、原則として年度内（3月末）までの利用となりますが、施設の状況等により、継続できない場合もありますので、ご了承ください。

12 教育・保育施設等一覧表（令和3年4月1日現在）

【 公立保育所（※） 】 生後6か月を経過した翌月からの入所希望可

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	長時間
1	西部保育園	鶴田町970-1	647-4730	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
2	大谷保育園	駒生町1792	652-0148	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
3	泉が丘保育園	泉が丘6丁目8-12	661-2717	170	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
4	石井保育園	石井町2989	661-5003	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
5	竹林保育園	竹林町226	621-0057	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
6	松原保育園	松原3丁目1-5	621-8600	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
7	北雀宮保育園	若松原2丁目18-30	653-5185	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
8	東浦保育園	東浦町4-12	658-6907	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
9	なかよし保育園	白沢町396-2	671-1811	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
10	ゆずのこ保育園	松田新田町483	674-2020	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00

(※) 公立保育所のうち大谷、泉が丘、松原、東浦、なかよし、ゆずのこ保育園については、将来的に民営化に向けて検討することとなっています。

【 私立保育所 】 生後2か月を経過した翌月からの入所希望可

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	長時間
	11 宇都宮保育園	本丸町15-10	634-6083	120	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00	8:30～16:30
※1	12 宝木保育園	若草2丁目3-31	622-1233	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	13 ナーサリースクールとまつり	戸祭1丁目4-12	622-7552	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	14 二葉幼児園	塙田3丁目5-16	622-5872	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	15 住吉保育園	住吉町15-3	633-4668	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	16 うめばやし保育園	南一の沢町1-40	634-9075	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	17 弥生保育園	弥生1丁目6-3	634-5653	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	18 徳次郎保育園	徳次郎町70-9	665-0051	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	19 オリーブ保育園	日の出2丁目8-23	634-5879	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	20 篠井保育園	下小池町464-20	669-2224	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	21 平松保育園	平松本町779-22	661-1465	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	22 平松保育園の分園 ココロミ保育園 自然の森公園前	西刑部町1800-3	656-0066	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	23 みちおせ保育園	細谷町2565	624-6316	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	24 星花幼児園	駒生町1256	621-9342	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	25 御幸保育園	御幸町3	661-7460	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	26 江曾島保育園	江曾島町1164-3	645-3237	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	27 つくし保育園	西川田町1057-17	658-2382	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	28 ハンビーニゆめ	元今泉1丁目8-5	633-1821	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	29 つるた保育園	鶴田町3361-22	637-1152	174	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 8:45~16:45
	30 東峰保育園	東峰町3092-16	662-6638	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	31 陽西保育園	陽西町1-76	625-2106	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	32 しらゆり幼児園	砥上町813-1	648-0872	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	33 姿川保育園	西川田南1丁目43-24	658-9673	60	0歳~5歳	7:30~18:30	7:30~18:30 8:30~16:30
	34 野沢保育園	宝木本町1466-4	665-4566	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	35 岩曾保育園	岩曾町1391-5	662-5376	100	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 8:30~16:30
	36 東石井保育園	鎧山町977-1	667-1972	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	37 まつぼっくり保育園	下平出町2368-2	662-5367	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	38 けいほう保育園	峰1丁目12-5	635-1385	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	39 瑞穂野保育園	上桑島町1310-14	656-5452	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	40 すみれ保育園	双葉2丁目12-12	659-1773	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	41 バンビーニとよさと	関堀町52-2	624-3375	100	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 9:00~17:00
	42 たんぼほ保育園	中島町4-2	655-0256	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	43 清原保育園	野高谷町283-1	667-4498	70	0歳~5歳	7:00~19:00	8:00~19:00 9:00~17:00
	44 ミドリ保育園	氷室町1067-4	667-0577	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	45 ありんこ保育園	長岡町167-8	622-5231	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	46 こばと保育園	兵庫塚町282-1	612-4132	120	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	47 つばさ保育園	今宮2丁目19-8	658-1283	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	48 ひばり保育園	竹林町550-2	627-1316	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	49 第二ミドリ保育園	氷室町1053-3	670-5785	30	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	50 今泉保育園	中今泉3丁目16-37	636-6370	120	0歳~5歳	7:00~21:00	7:00~18:00 9:00~17:00
※2	51 住吉第二保育園	材木町1-16	610-9555	50	0歳~5歳	8:00~22:00	11:00~22:00 11:00~19:00
	52 希望保育園	下川俣町206-406	660-3600	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	53 ハートフルナーサリー	砥上町330-77	647-2201	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	54 小羊保育園	末広1丁目5-8	688-3288	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	55 星風会雀宮保育園ステラ	五代1丁目11-31	688-3450	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	56 宇都宮大学まなびの森保育園	平松本町891-3宇大構内	635-4152	100	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	57 宇都宮大学まなびの森保育園(分園)	峰1-31-10寛永ハイツ1階	638-7185	30	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	58 あゆみ保育園	西原2丁目1-24	633-6401	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	59 あずま保育園	宿郷2丁目8-1	633-0920	150	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間		
							短時間		
60	ひまわり保育園	下岡本町3761-1	673-0082	130	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
61	さくら保育園	中岡本町2362-1	673-3500	100	0歳~5歳	7:10~19:10	7:10~18:10	8:30~16:30	
62	ゆりかご保育園	上田原町12	672-0278	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
63	ゆりかごきっずな-さり-すく-る	上田原町854-4	672-7722	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
64	ゆうゆう保育園	金田町759-1	674-8500	70	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
65	しらとり保育園	岩菅町1109	613-6333	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
66	グリーンナーサリー	西川田1丁目1543-1	666-5532	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	
67	みなみ保育園	大和2丁目9-8	658-1660	165	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
68	あゆみ北保育園	上戸祭町452-11	612-5100	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
69	不動前保育園	下河原1丁目1-27	678-6191	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
70	あさひの保育園	平松本町327-3	614-4001	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
71	太陽と青空保育園	ゆいの杜6丁目11-15	667-3331	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	
72	つながるほいくえん 釜井台	下岡本町4550-2	671-8811	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	
73	上横田よつば保育園	台新田1丁目2-5	666-8383	110	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00	7:00~15:00	
74	つながるほいくえん 御幸が原	御幸ヶ原町75	663-2166	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
75	西が岡保育園	細谷町545	611-3485	140	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
76	ひのおか保育園	竹林町664	622-0132	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	
※1	77	ようとう保育園	陽東3丁目15-27	612-2461	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00
	78	ゆいの杜保育園	ゆいの杜3丁目1-8	680-5445	99	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
	79	上横田よつば保育園分園みつば保育園	宮の内1丁目12-4	678-9883	30	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	7:00~15:00
	80	ひので保育園	東築瀬1丁目17-2	610-5533	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
	81	希望保育園分園やまびこ保育園	横山町字後田336番地	612-2000	30	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
	82	ゆいの杜保育園分園ゆいの杜テクノ保育園	ゆいの杜4丁目10番23	680-5445	25	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00

※1 宝木保育園及びようとう保育園は、休日保育（日曜、祝日、年末年始）実施園です（園に要登録）。

※2 住吉第二保育園は、夜間保育実施園のため保護者の終業時間が概ね午後6時以降でないとい入所の対象になりません。

【 認定こども園 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員 (2・3号)	年齢	開所時間	標準時間	
								短時間	
	83	認定しらゆりこども園	幼保連携	若草4丁目13-12	624-7440	105	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	84	認定こども園Hinooka Preschool 隣の丘幼稚園	幼稚園型	竹林町664	622-5117	50	2歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	85	さかえ認定こども園	幼保連携	兵庫塚3丁目8-13	666-5877	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	86	さくら認定こども園	幼保連携	戸祭台44	622-5137	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	87	認定すずめこども園	幼保連携	五代3丁目1-9	655-2220	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	88	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	保育所型	越戸町107	662-2141	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	89	風と緑の認定こども園	幼保連携	下栗町631-2	656-3323	78	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	90	認定こども園さくらが丘	幼保連携	陽東1丁目14-1	661-7055	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	91	認定みどりこども園	幼保連携	西原町3335-2	612-5625	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	92	みふみ認定こども園	幼保連携	富士見が丘4丁目25-13	624-8838	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	93	認定こども園駒生幼稚園	幼保連携	駒生町3360-36	622-9376	59	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 7:00～15:00
	94	山王認定こども園	幼保連携	徳次郎町508-3	665-0143	40	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	95	八幡台認定こども園	幼保連携	八幡台14-21	625-3993	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	96	認定こども園平出むつみ幼稚園	幼保連携	平出町22-1	661-8810	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※3	97	認定こども園まこと幼稚園	幼稚園型	砥上町330-71	648-2757	4月～78 6月～90	3歳～5歳 (※3)	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	98	認定こども園あつみ幼稚園	幼保連携	幕田町749-3	658-0171	55	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	99	認定こども園さくらんぼ幼稚園	幼保連携	松原2-7-42	622-8972	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	100	ひじり認定こども園	幼保連携	下反町町304	654-1323	72	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	101	認定こども園釜井台幼稚園	幼保連携	下岡本町4548-4	673-0238	105	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	102	認定こども園清愛幼稚園	幼保連携	西3-5-11	636-1588	25	1歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	103	認定こども園伊東文化幼稚園	幼保連携	下砥上町1398-1	689-8900	102	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	104	松ヶ峰幼稚園認定こども園	幼稚園型	松か峰1丁目1番5号	634-7021	30	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
	105	認定こども園聖幼稚園	幼保連携	末広1丁目2番8号	653-0336	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	106	認定こども園陽南幼稚園	幼保連携	江曾島町1258番地6	658-6708	95	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	107	認定こども園愛隣幼稚園	幼稚園型	桜2丁目3番27号	622-3853	10	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00
	108	認定こども園陽南第二幼稚園	幼稚園型	江曾島町1163番地5	658-8886	45	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00

※3 令和3年6月から2歳児（利用定員12名増）の受入を開始予定です。

【 地域型保育事業 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

◆家庭的保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
							短時間
109	あかばね家庭的保育所	石井町	689-0383	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
110	見目家庭的保育所	埴田2丁目	622-1160	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
111	おのでら家庭的保育所	宝木町1丁目	643-4155	3	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:00～16:00
112	戸井田家庭的保育所	宝木町2丁目	080-5012-1159	3	0歳～2歳	7:30～18:00	7:30～18:00 8:00～16:00
113	加藤家庭的保育所	インターパーク2丁目	678-2282	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
114	近藤家庭的保育所	宝木町2丁目	652-1294	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30
115	たかはし家庭的保育所	上欠町	648-7852	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
116	やまざき家庭的保育所	陽南2丁目	090-7808-5343	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30
117	森家庭的保育所	下岡本町	673-5983	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
118	富山家庭的保育所	陽東3丁目	661-1599	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30

◆小規模保育事業

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
								短時間	
	119	保育所どんぐり	A	今宮4丁目10-9	645-7611	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	120	地域型保育施設 インターパーク保育園	A	インターパーク3丁目11-6	688-0733	18	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	121	地域型保育施設 ママくまさんの託児室	A	石井町2991-7	683-7688	19	0歳～2歳	7:00～21:00	8:00～19:00 8:00～16:00
	122	第四ミドリ保育園	A	氷室町1053-12	667-5558	19	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	123	こばと第二保育園	A	西川田南1丁目1-3	306-0451	18	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	124	ひよこ保育園	A	宮原4丁目2-13	612-7017	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	125	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	A	針ヶ谷町472-6 ヨークタウン針ヶ谷内	655-1015	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※4	126	クオーレ	B	宝木本町1456-4	652-7288	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	127	ニチキッズ元今泉保育園	A	元今泉4丁目2-10	614-1501	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	128	ころぼっくるの森保育園	A	岩曾町1166-1	612-4411	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	129	しらとり第二保育園	A	今泉町35-1 マロニエハイツ陽北B棟	666-7361	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	130	リトル・ワンス保育園	A	築瀬町2502-5	637-0775	15	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	131	ココカラ上桑島	A	上桑島町1316-3	680-6083	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	132	さくらベビースクール	A	八幡台5-12	625-6556	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	133	きらら保育園宇都宮さくら	A	桜2丁目1-27	680-5540	19	0歳～2歳	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
	134	やなぎた保育園	A	柳田町554-1	683-1000	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	135	あい・あい保育園	A	宝木町1-40-3	621-6300	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	136	ほのほの保育園	A	中岡本町3021-18	688-7444	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	137	とちの葉保育園	A	若松原2丁目13-15	612-8853	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	138	ひまわりソレイユ保育園	A	江曾島2丁目10-15	680-6080	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	139	ナーサリーにっこ	A	砥上町54-1	647-1125	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
								短時間	
140	小規模保育べたべた	A	鶴田町1321-1	648-2326	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
141	ようさいリトル	A	陽西町1-72	678-5211	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
142	御幸すだち保育園	A	東町306-84	680-5953	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
143	ゆめキララ。保育園ゆいの社	A	ゆいの社7丁目8-5	680-4013	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
144	太陽と虹空保育園	A	ゆいの社6丁目11-11	678-6316	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
145	ひばり第二保育園	A	中今泉3丁目28-1	612-5788	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00
146	北綜警保育センターまもる一む 不動前	A	不動前1丁目3-17 あんしんかんカルチャーセ ンター1階	614-1188	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00
147	クロバ保育園	A	西原3丁目2-12	601-8702	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
148	陽南わかば保育園	A	江曾島町1258-6	612-5121	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
149	やいた保育園	A	屋板町字赤沢538-2	616-8815	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
150	ひのおか森のナーサリー	A	竹林町804-2	680-5062	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
151	ゆめキララ。保育園ひらいで	A	平出工業団地30-18	612-5400	19	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30

※4 障がい児優先入所枠があります。

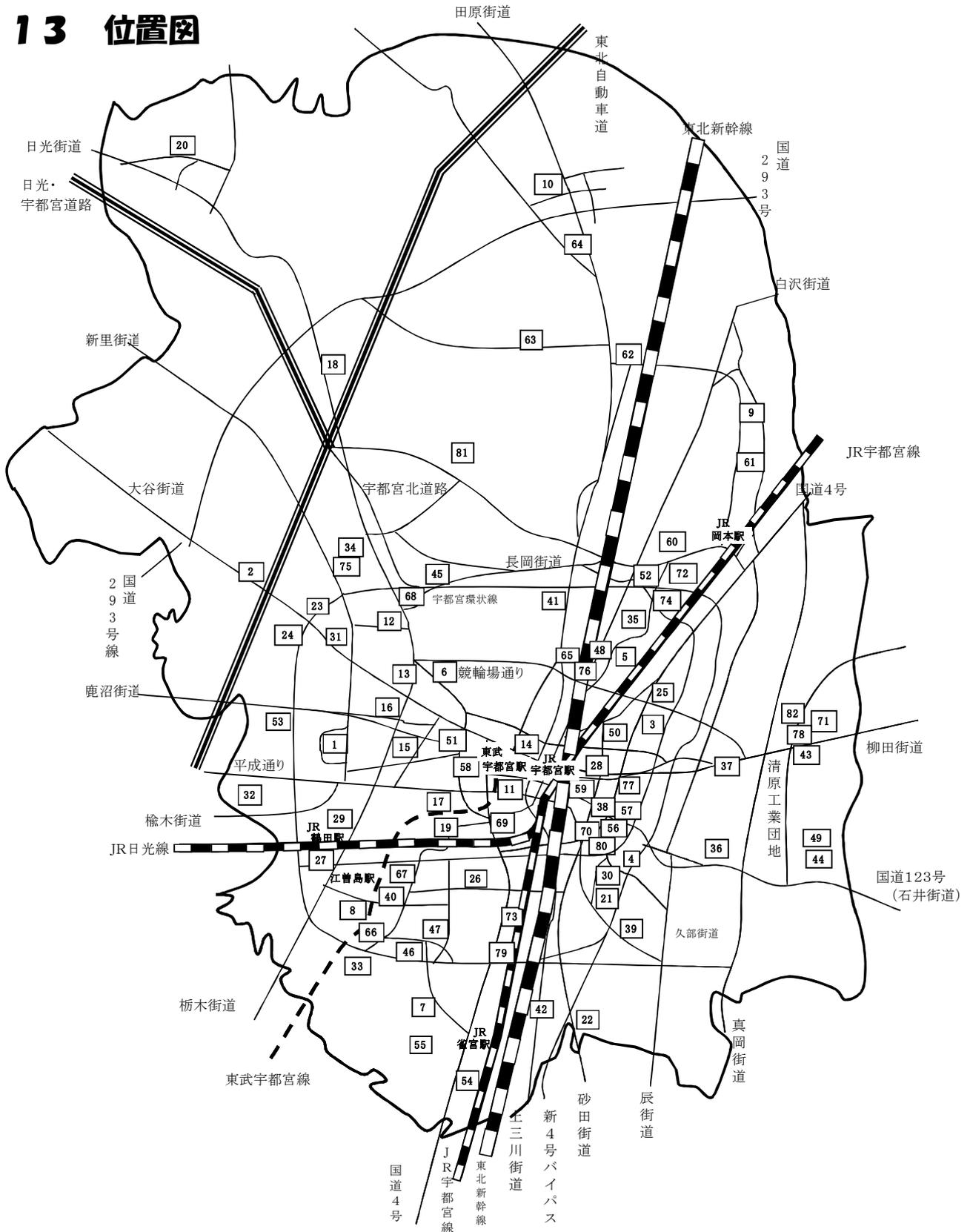
◆事業所内保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	
152	地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園	竹林町941-3	678-9300	20	0歳~2歳	7:00~20:00	7:00~18:00	8:30~16:30
153	北綜警託児センター 「まもる一む」	不動前1丁目3-14	635-1212	15	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00
154	このみ保育園	平出町435	680-5306	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
155	みらいの森保育園	雀の宮6丁目5-5	689-9738	10	0歳~2歳	7:00~20:00	7:00~18:00	8:00~16:00
156	とちのみ保育園	中戸祭1-10-37	622-5241	12	0歳~2歳	7:30~20:00	7:30~18:30	8:00~16:00

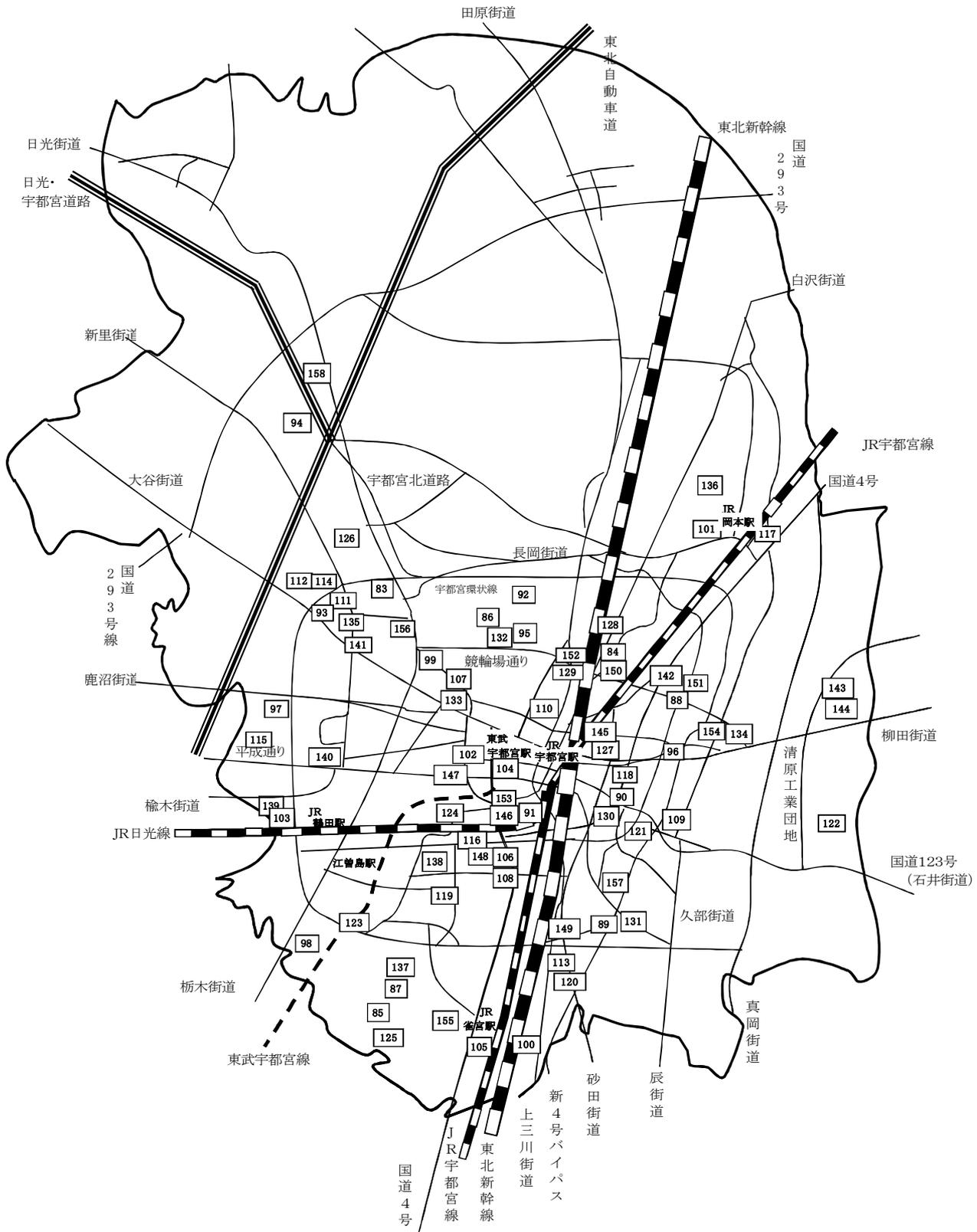
◆居宅訪問型保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	
157	平松保育園居宅訪問保育	平松本町779-22	661-1465	1	0歳~2歳	7:00~18:00	7:00~18:00	要相談
158	うりずん居宅訪問型保育 「かなさん」	徳次郎町365-1	601-7733	1	0歳~2歳	7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30

13 位置図



公立保育所		私立保育所					
1 西部保育園	11 宇都宮保育園	22 平松保育園の分園 コロロミ保育園 自然の森公園前	32 しらゆり幼児園	43 清原保育園	54 小羊保育園	65 しらとり保育園	76 ひのおか保育園
2 大谷保育園	12 宝木保育園	23 みちおせ保育園	33 姿川保育園	44 ミドリ保育園	55 星風会稚宮保育園ステラ	66 グリーンナーサリー	77 ようとう保育園
3 泉が丘保育園	13 ナーサースクールとまつり	24 星花幼児園	34 野沢保育園	45 ありんこ保育園	56 宇都宮大学まびの森保育園	67 みなみ保育園	78 ゆいの杜保育園
4 石井保育園	14 二葉幼児園	25 御幸保育園	35 岩曾保育園	46 こぼと保育園	57 宇都宮大学まびの森保育園(分園)	68 あゆみ北保育園	79 上横田よつば保育園分園よつば保育園
5 竹林保育園	15 住吉保育園	26 江曾島保育園	36 東石井保育園	47 つばさ保育園	58 あゆみ保育園	69 不動前保育園	80 ひので保育園
6 松原保育園	16 うめばやし保育園	27 つくし保育園	37 まつぼっくり保育園	48 ひばり保育園	59 まなびの森あずま保育園	70 あさひの保育園	81 希望保育園分園やまびこ保育園
7 北雀宮保育園	17 弥生保育園	28 パンビーニゆめ	38 けいほう保育園	49 第二ミドリ保育園	60 ひまわり保育園	71 太陽と青空保育園	82 ひの杜保育園分園かほ社デック保育園
8 東浦保育園	18 徳次郎保育園	29 つるた保育園	39 瑞穂野保育園	50 今泉保育園	61 さくら保育園	72 つながるほいくえん釜井台	
9 なかよし保育園	19 オリーブ保育園	30 東峰保育園	40 すみれ保育園	51 住吉第二保育園	62 ゆりかご保育園	73 上横田よつば保育園	
10 ゆずのこ保育園	20 篠井保育園	41 パンビーニとよさと	41 パンビーニとよさと	52 希望保育園	63 ゆりかごきつな一さりすくーる	74 つながるほいくえん御幸が原	
	21 平松保育園	31 陽西保育園	42 たんぼぼ保育園	53 ハートフルナーサリー	64 ゆうゆう保育園	75 西が岡保育園	



認定こども園		地域型保育事業											
83	認定しらくらりこども園	95	八幡台認定こども園	109	あかばね家庭的保育所	119	保育所どんぶり	129	しらくらり第二保育園	139	ナーサリーにっこ	149	やいた保育園
84	認定こども園 Hinooka Preschool隣の丘幼稚園	96	認定こども園平出ひつみ幼稚園	110	見目家庭的保育所	120	地域型保育施設センターパーク保育園	130	リトル・ワンズ保育園	140	小規模保育べたべた	150	ひのおか森のナーサリー
85	さかえ認定こども園	97	認定こども園まこと幼稚園	111	おのでの家庭的保育所	121	地域型保育施設マクまんの託児室	131	ココカラ上桑島	141	ようさいリトル	151	ゆめキララ。保育園ひらいで
86	さくら認定こども園さくら幼稚園	98	認定こども園あつみ幼稚園	112	戸井田家庭的保育所	122	第四ミドリ保育園	132	さくらベビースクール	142	御幸すだち保育園	152	地域型保育施設つつのみやなでしこ保育園
87	認定うつのみやこども園	99	認定こども園さくらんぼ幼稚園	113	加藤家庭的保育所	123	こぼと第二保育園	133	きらら保育園宇都宮さくら	143	ゆめキララ。保育園ゆいの杜	153	北総警託児センター「ましろ一む」
88	認定すずめこども園 東うつのみや保育園	100	ひじり認定こども園	114	近藤家庭的保育所	124	ひよこ保育園	134	やなぎた保育園	144	太陽と虹空保育園	154	このみ保育園
89	風と緑の認定こども園	101	認定こども園釜井台幼稚園	115	たかよし家庭的保育所	125	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	135	あいあい保育園	145	ひばり第二保育園	155	みらいの森保育園
90	認定こども園さくらが丘	102	認定こども園清愛幼稚園	116	やまざき家庭的保育所	126	クオーレ	136	ほのぼの保育園	146	北総警保センターましろ一む不動前	156	とちのみ保育園
91	認定みどりこども園	103	認定こども園伊東文化幼稚園	117	森家庭的保育所	127	ニチキッズ元今泉保育園	137	とちの葉保育園	147	クローバ保育園	157	平松保育園居宅訪問保育
92	みふみ認定こども園	104	松ヶ峰幼稚園認定こども園	118	富山家庭的保育所	128	ころぼつくるの森保育園	138	ひまわりソレイユ保育園	148	陽南わかまが保育園	158	うりずん居宅訪問型保育「かなさん」
93	認定こども園駒生幼稚園	105	認定こども園聖幼稚園										
94	山王認定こども園	106	認定こども園陽南幼稚園										
		107	認定こども園愛隣幼稚園										
		108	認定こども園陽南第二幼稚園										

14 よくある質問(Q&A)



要件についてのQ&A

Q：現在育児休業中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則申込みはできません。

ただし、入所を開始する時に育児休業を繰り上げて終了できる場合には申込みができます。この場合は、勤務証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q：現在求職中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：申込みは可能です。ただし、求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q：教育・保育施設等の見学はできますか？

A：できます。入所申込みの際には、事前の見学をお勧めしております。

- ・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
- ・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
- ・入所後も安心してお子様を施設に預けることができます。

事前に教育・保育施設等に連絡し、日程を調整の上、見学してください。（保育施設等の電話番号は16～21ページ参照）

入所申込みについてのQ&A

Q：教育・保育施設等に入所したいのですが、申込みはどこで行うことができますか？

A：保育課、各認定こども園、各保育所、各地域型保育事業、平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（5ページ参照）で受付をしておりますので、申請期間内（4ページ参照）にご提出ください。

Q：申請の手続きで事前にしておくことはありますか？

A：ご希望の施設の見学，受入公表の確認，締切日の確認，提出書類の確認をしてください。

Q：認定こども園と保育所を同時に申込みはできますか？

A：できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q：郵送での申込みはできますか？

A：できません。保育を必要とする要件やお子さまの状況を確認するため、必ず保護者による直接の申込みをお願いします。

Q：認定こども園（1号認定）の入所申込みはどこで行うことができますか？

A：認定こども園（1号認定）の申込みは、直接認定こども園にお問い合わせください。対象年齢は、満3歳～就学前となります。（電話番号は19ページ参照）

Q：申込みをした後に、希望施設の変更はできますか？

A：希望施設の変更は、お電話でもお受けします。その際には、締切日までに直接保育課にご連絡ください。

Q：きょうだい同時に申込みする場合、どのような選択があり、どのように調整されますか？

A：きょうだい条件は次の表のとおり、3つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 （同じ保育施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか、希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい （希望する施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。 （優先児童を決めた場合は、そのほかの児童に空きがあっても、入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに優先児童を対象に1人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ひとり入所後については、希望に沿って翌月の利用調整を行います。 また、翌月から9ページの調整指数No. 9を加えて利用調整します。

Q：入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A：入所できなかった場合、引き続き利用調整していきますので、申込書の再提出の必要はありません。家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。

なお、11月1日時点で入所が保留となっているお子さまを対象に、翌年度の入所の意思を確認するための通知を11月中に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。通知の内容について、ご不明な点があった場合は、保育課までご連絡ください。

※求職活動中や、妊娠出産等の期間限定の要件でお申込みをされた方に関しましては、期間が終了する月の翌月の入所の意思を確認するための通知を認定期間が終了する月の前月の下旬に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

利用者負担額（保育料）についてのQ&A

Q：利用者負担額（保育料）はどのように決まりますか？

A：利用者負担額（保育料）は、原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。（詳しくは10～13ページ参照）

Q：ひとり親家庭の利用者負担額（保育料）は無料ですか？

A：利用者負担額（保育料）は市民税所得割課税額を基に決定しますので、無料とは限りません。（詳しくは10～13ページ参照）

Q：利用者負担額（保育料）は認定区分ごとに設定されていますが、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる場合、利用者負担額（保育料）は無償（無料）となるのでしょうか？

A：満3歳に到達した年度途中で認定区分が変更となっても、利用者負担額（保育料）が年度末まで発生します。

Q：今年度中に3歳になる子どもがいます。3歳になってから保育施設等に入所した場合の利用者負担額（保育料）は、無償（無料）となりますか？

A：利用者負担額（保育料）については当該年度4月1日現在の年齢が適用されるため、年度末まで利用者負担額（保育料）が発生します。

利用時間と保育料についてのQ&A

Q：保育標準時間（最大11時間利用）の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができますか？

A：保育標準時間認定の最大11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最大11時間お子さまを預けることができるということではありません。（各保育施設等の設定時間は16～21ページを参照してください。）

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？

A：施設が定めた通常保育時間を超え、お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのQ&A

Q：現在、共働き家庭であり、子どもを認定こども園（1号）又は幼稚園に入園させるか、教育・保育施設等（2号）に入所させるか迷っているため併願したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A：認定こども園（1号）又は幼稚園と教育・保育施設等（2号）の両方の利用申込み手続きと併せて、支給認定は2号認定（お子さまが満3歳以上で、教育と併せて保育を希望。）を受けてください。

認定こども園（1号）又は幼稚園のお申込みは、直接、認定こども園又は幼稚園にお願いします。

市外申請についてのQ&A

Q：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか？

A：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用する場合、保護者の申請により、本市の支給認定（保育の必要性の認定）を受けた上で、宇都宮市保育課の窓口で申込みをお願いします。申し込みは、ご希望される施設のある市区町村の締切日の約1週間前までをお願いします。

なお、市区町村によって、締切日や必要な書類が異なりますので、ご希望の教育・保育施設等のある市区町村に事前にご確認ください。（詳しくは7ページ参照）

市外から市内の教育・保育施設等を希望する場合についてのQ&A

Q：現在、宇都宮市外に在住で、宇都宮市内の教育・保育施設等を希望できますか？

A：市外から宇都宮市内の教育・保育施設等を希望するには下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- ・宇都宮市に転入予定
- ・保護者の勤務先が宇都宮市内
- ・里帰り出産
- ・宇都宮市内が通勤経路

その他、特別な事情がある場合については、保育課へご相談ください。

お申込みは、現在お住まいの市区町村の窓口にご相談のうえ手続きしてください。

（広域の取扱いを実施していない市区町村もございます。）

なお、宇都宮市内に転入予定の場合については、宇都宮市保育課の窓口での申込みも可能です。（詳しくは7ページ参照）

保育士についてのQ&A

Q：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士は利用調整で優先されるの？

A：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士等は、お住まいが宇都宮市内・市外にかかわらず、利用調整において、優先されます。（詳しくは9ページ参照）

地域型保育事業に入所した場合、3歳児以降の取扱いについてのQ&A

Q：地域型保育事業に入所した場合、子どもが3歳になったらどうすればいいの？

A：0歳児～2歳児を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）等には、卒園後のお子さまの預け先として、「連携施設」（認定こども園や保育所、幼稚園）を設定することとしており、連携施設において継続した利用を可能としております。

ただし、連携施設以外を希望される場合は、新年度のお申し込みを期限内に行う必要があります。その際は、小規模保育事業の卒園児は、利用調整において、優先されます。（詳しくは9ページ参照）

Q：育児休業中に子どもが地域型保育事業を卒園する場合はどうなりますか？

A：卒園後、連携施設を希望される場合に限り、継続した利用を可能としております。また、連携施設以外を希望される場合、職場復帰される方に限り、新年度のお申し込みを期限内に行ってください。地域型保育事業の卒園児として優先されるほか、併せて育児休業からの復職としても優先されます。（詳しくは9ページ参照）

教育・保育施設等の受入れについてのQ&A

Q：「教育・保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが、子どもは何歳クラスなのか把握の仕方が難しいです。教えてください。

A：クラス年齢の考え方は、毎年度4月1日時点の年齢になります。詳しくは下表をご覧ください。

令和3年度年齢別クラス

クラス	生 年 月 日	
	和 暦	西 暦
0歳児	令和2年4月2日～	2020.4.2～
1歳児	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日	2019.4.2～2020.4.1
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018.4.2～2019.4.1
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017.4.2～2018.4.1
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016.4.2～2017.4.1
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015.4.2～2016.4.1

また、毎月1日に翌月の受入れ状況（毎月1日時点の参考）を宇都宮市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり、保育士の配置や保育施設等の状況によって変動することがあります。

15 その他保育サービスのご案内

◇ 病児保育について

子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気又は病気やけがの回復期にあるため、集団や家庭での保育ができない期間、お子さんを一時的にお預かりする事業です。

(1) 対象となる児童

次の全てにあてはまる児童が対象となります。

- ・ 宇都宮市に在住する就学前の乳幼児および小学校就学児童
- ・ 病気又は病気やけがの回復期にあるため、集団保育が困難であること
- ・ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育が困難であること

(2) 実施施設

実施施設名	住所	電話番号	実施日・時間	送迎
済生会宇都宮病院病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市竹林町 941-3	678-9600	月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (第2土曜日は休園)	○
福田こどもクリニック	宇都宮市下砥上町 1545-20	659-8850	月～金 8:30～18:00	
ひばり保育園	宇都宮市竹林町 550-2	627-1316	月～金 8:30～17:30	○
宇都宮東病院 どんぐり病児保育室	宇都宮市平出町 435	678-6788	月～金 8:30～17:30	○
ひばりクリニック 病児保育かいつぶり	宇都宮市徳次郎町 365-1	665-8897	月～金 8:30～18:00	○
インターパーク倉持呼吸器内科 ちびっこの保育園病児室	宇都宮市中島町 765-1	653-5969	毎日 8:30～18:00 (365日対応)	

(3) 利用料金

- ・ 生活保護世帯・市民税非課税世帯：日額0円
- ・ その他の世帯：日額2,500円

(4) 送迎対応(要登録)

保育園などでお子さんが体調不良になり、保護者が仕事などの都合で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師・保育士などが保護者の代わりに迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で預かるサービスです。送迎対応が対象となるお子さんは、市内の認可保育施設・認定こども園・小規模保育施設などで、2号・3号の支給認定を受け、保育されている児童です。利用するには事前に実施施設に登録が必要となります。

(5) 申込方法

事前に施設に電話予約をしてください。

ご利用の際には、「利用申請書」と利用可能であることを証明した「利用連絡票」を施設に提出してください。

◇ 休日保育について

休日（日曜・祝日・年末年始）に就労や病気等により、ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。利用するには、事前に登録が必要です。

（１） 対象となる児童

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が就労、病気等により家庭において保育ができず、次に該当する児童が対象となります。

- ・ 宇都宮市に在住する0歳（生後2か月を経過）から就学前の児童であること
- ・ 原則として、2号及び3号の支給認定を受けており、かつ保育園などに入所していること

※ 健康で集団保育が可能であれば、保育園などに入所していない場合でも利用できます。お早めにご相談ください。

（２） 実施園

実施園名	住 所	電話番号	実施時間
宝木保育園	宇都宮市若草2丁目3-31	622-1233	7:00~18:00
ようとう保育園	宇都宮市陽東3丁目15-27	612-2461	7:00~18:00

（３） 利用料金

保育園などに入所している方が利用する場合は、保育料に含まれます。（休日保育利用に係る料金は発生しません）。

※ 条件を満たさないお子様が利用を認められた場合は、「一時預かり」として利用できますが、別途料金がかかります。

（４） 利用までの手続き

利用を希望する保育園にご連絡いただき、登録するための面接日を決定します。園から「休日保育登録申請書」「休日保育利用予定申請書」「健康調査表」を送られますので、ご記入の上母子健康手帳と併せて面接日にご持参ください。

利用されたい月の前月1日から20日までにお申し込みください。利用可能人数を超えた場合は、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。

その他実施負担分や持ち物等に関しましては各施設にお問合わせください。

◇ 病児保育・休日保育についてのお問い合わせ

子ども部保育課事業支援グループ

028-632-2392

MEMO

A large rounded rectangular area containing ten horizontal dotted lines for writing.

